

保険部 小原政幸

柔道整復師の施術療養費

施術録

- 療養費の支給対象となる施術については施術録を作成。
- 療養費請求の根拠となるものなので保険以外の施術録とは区別して整理する。
- 施術完結の日から5年間保管する。
- 保検者等から調査照会があった場合、ただちに応えられるよう整備。

初検料

- 算定可能

- * 初検の場合。
- * 前傷病が治癒の場合、新たに発生した傷病。
- * 前傷病が継続の場合、1ヶ月以上経過した後、新たに発生した他部位の傷病。
- * 前傷病が中止の場合、1ヶ月以上経過した後、施術を受けた場合。
- * 異和を訴え来院した患者が、負傷と認められなかった場合。

初検料

■ 算定不可

- * 継続の場合。
- * 継続中に、新たに発生した傷病。
- * 前傷病が中止、1ヶ月以内に、新たに発生した傷病。
- * 同一施術所において同一の患者に、複数の施術者が2回以上の初検を行った場合の2回以降の初検料。
- * 自費施術中に保険取り扱いが可能となった場合。
- * 保険者変更による切り替えの場合。
- * 前傷病が中止の場合、1ヶ月以内の同一傷病。

初検時相談支援料

- 算定条件は4項目の患者説明と施術録記載
- 算定は初検時、同月一回まで
 - 1.日常生活動作上での励行事項や禁止事項
 - 2.患部の状態や選択される施術方法
 - 3.受領委任の取り扱いについての説明
 - 4.その他

整復料・固定料・施療料

- 算定可能

＊初検時の整復・固定・施療

＊骨折・脱臼の整復料は成功報酬ではありません

整復料・固定料・施療料

- 算定不可

- * 転院の場合

- * 継続中の同一負傷の再負傷

- * 骨折、不全骨折と同時に負傷した当該関節の捻挫

- * 脱臼と同時に負傷した当該部位の打撲、挫傷

休日・時間外・深夜加算

- 算定可能

- * 休日、時間外、深夜に初検
緊急性がある

- * 日曜日、国民の祝日に関する法律
第3条に規定する休日

- * 施術所の表示する施術時間外

- * 終日休術日とする当該休術日

休日・時間外・深夜加算

- 標準時間外
 - * 午前 8 時前と午後 6 時以降
- 標準深夜
 - * 午後 10 時から翌後前 6 時まで
- 年末年始
 - * 12月29日から1月3日まで
ただし1月1日は除く

休日・時間外・深夜加算

- 算定不可

- * 休日、時間外、深夜等の重複
- * 施術所の都合で時間外に施術
- * 施術応需の体勢である場合
- * 緊急性を要しない場合
- * 休日、時間外等を施術日もしくは
施術時間としている場合
- * 往療料との重複

施術情報提供料

- 骨折、不全骨折、脱臼にかかる紹介状で初検日と紹介状の年月日が同一日であり実際に医療機関を受診している事

摘要欄

- 前傷病が中止または継続で1ヶ月以内に発生した新たな傷病について初検料の算定は不可
 - * 患者来院時に前傷病について確認し治療と判断した旨、記載することにより算定可
- 単純でない骨折不全骨折の後療を医療機関から依頼された場合、医師名、依頼年月日を記載

- 転院の場合
- 保険者変更の場合
- 負傷日と初検日が離れている場合
- 長期理由
- 初検に於いて初検料、施療料を算定しない場合
- 初検料のみを算定する場合
- 前月に転帰し後療より開始する場合

療養費

- 健康保険における医療給付は現物給付が基本
- 現金給付としての療養費は例外である
- 健康保険法第87条による
- 現物給付がやむを得ず出来ない場合、被保険者が支払った医療費を請求することにより療養費として支給する

柔道整復師の療養費

- 他の療養費と相違
- 制度創設当初、支給は厳重な制限
- 当初の請求件数のほとんどが柔整
- 骨折・脱臼他骨関節については柔整が一般的
- 治療内容が区々に亘り支給額決定に事務上困難

柔道整復師の療養費

- 医療上は若干問題とされたが各都道府県毎に協定を結び料金表を定めて委任払いの方式をとる
- 被保険者保護の立場から次の3項目の理由により認められたものである

柔道整復師の療養費

- 整形外科担当の医療機関の配置・医師数の不足
- わが国の被保険者が、従来慣習上、特に都市以外において外科医に受療するよりもむしろ柔道整復師の施術を受けることが多いこと
- 柔道整復師の行う施術の一部には整形外科医の行う医療方式と同一理論によるものがある

支給対象

- 保険者と（社）都道府県柔道整復師会との間で行われている協定に基づき、被保険者は直接現金を支払う代わりに被保険者が受けるべき療養費の受療を施術者に委任する取り扱いが行われている。
- 協定を結んでいる保険者に属する被保険者はその協定の相手方である（社）都道府県柔道整復師会に所属する柔道整復師については一般の保険医療機関に受診する場合と同様の形で施術を受けることが出来る。